

第4期地域福祉計画（案）に係るパブリック・コメント実施結果

第4期奥州市地域福祉計画（案）に係るパブリック・コメントを実施したところ、多くの貴重なご意見をお寄せいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

1 意見募集期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月27日（金）まで

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 5名（意見延べ29件）

(2) ご意見への対応区分

A：意見の内容を反映させるもの……………9件

B：既に同趣旨の内容が反映されているもの……………6件

C：今後の個別事業・取組の参考とすべきもの……………13件

D：他課・担当部局等に意見をつなぐもの……………1件

(3) ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

第4期奥州市地域福祉計画・パブリックコメント実施結果

■意見等の要旨と市の考え方

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>P25（2）地域福祉活動に向けた財源確保 「地域福祉活動に向けた財源確保」をより明確に記述すべきである。 地域における社会・経済の変化に対応した望ましい「共生社会」の実現は、喫緊の課題です。そのために取り組まなければならない事柄は広範多岐に上ります。今回の計画内容では、時宜を得た事柄がきちんと盛り込まれている。とりわけ「重層的支援体制整備事業の創設と実施」は、専任担当課の配置と相まって心強い限りであります。</p> <p>そこで課題となるのは、地域福祉活動の拠点となる「居場所」の「確保・運営費」や「そこまで来る高齢者の移動手段の確保」など、活動の活発化と相まって、様々な運営費が嵩んでいきます。このことを明確な記述とすることが肝要と考えます。</p> <p>そこで、「施策の方向」には、「中長期的な公費財源の確保の必要」であり、「福祉分野に限らず、まちづくりと都市計画の推進に関連する補助金の活用を検討する」とありますが、「新たな財源の創出及び福祉分野…」と市の姿勢を強く表すことが肝要と考えます。「主な施策」には、「・地域福祉活動の推進費」を掲げ、その後、「まちづくり…」と続けてはどうか。</p> <p>また「まちづくり・都市計画関連補助事業の活用」とは、どのようなことに活用できるのかを分かるように記述したほうが良いと思います。</p>	<p>地域福祉の対象となる地域住民は、まちづくりの中で、共通であることから、福祉分野だけでなく、自治会やコミュニティ関係、公共交通、農村RMOなど生活支援などまちづくりに関連する様々な事業との連携・活用を想定しています。</p> <p>ご指摘をふまえ、P25【施策の方向】の記載内容に関して、活用検討対象のイメージを追記しました。</p>	A (P25)
2	<p>P32 2-3. 地域福祉を支える人材の育成 「地域福祉を支える人材の育成」をより明確に記述すべきである。</p> <p>多種多様な活動の展開している方々がおりますが、将来にわたる共生社会実現のための「重層的支援体制整備事業」展開を考えた時、「ご近所スタッフ」の重要性は益々高まってくるものと思います。地域福祉コーディネーターや民生委員とともに、より一層ディテールに寄り添っているスタッフの活動は、この事業の生命線です。地域福祉を支える人材の最たる者、それがご近所福祉スタッフでしょう。そこで、より高いプライドをもって活動をするための環境整備が肝要です。</p> <p>人材育成は広範多岐にわたると思うが、まずは、「ご近所福祉スタッフ」体制をより充実させ、活動しやすい環境づくりの創出を図るための施策を記述すべきである。</p> <p>今、「静かなる有事」と言われております。「店・病院減少、学校給食センターの規模見直し」など、人口減少社会を物語る不気味な響きにぞっとさせられます。人口減少社会を目の当たりとなってきました。「戦略的に縮め」と言われていますが、共生社会実現と維持には、地域福祉活動の縮小が懸念されるからです。ですから、今のうちから、そのエンジンである関係スタッフが誇りをもって、かつ、活動しやすい環境を整備しなければなりません。</p>	<p>ご近所福祉スタッフをはじめとする地域福祉を支える将来の担い手確保を進めるためには、多くの住民に地域福祉に関心を持っていただくことが必要です。このため、各自治会の役員の方々をはじめ広く地域住民に対し、見守りや「助けたり、助けられたり」の関係づくりなど、日常的な活動への理解促進や意見を交換する場の提供が必要と考えますので、(1)みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進【主な施策】に参画を促していきたい対象を追記しました。</p> <p>また、関連する項目として【活動指標と目標】にご近所福祉スタッフ委嘱数を追記しました。</p>	A (P32)

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	民生委員・児童委員・ご近所福祉スタッフという言葉があるが、地域住民にどのように周知するのか。	「おうしゅう福祉だより」をはじめとする広報誌等による普及・啓発を図るほか、奥州市地域福祉活動計画に基づく各事業等を通して、周知を進めます。	B
4	第4期奥州市地域福祉計画（案）の中には『連携』という単語が多く見られる。『連携』の意味として「互いに連絡を取り合い、協力して物事を進める事」と考えるが、課題解決に向け情報提供だけでなく協力してくれるという解釈でいいか。	「連携」とは、地域福祉活動計画やそれぞれの個別計画及び個別の施策実施にあたって、それぞれが行動し提供し合うことで取り組みを促進させていくイメージです。情報提供以外にも、より効果的で適切と判断される場合には対応をまいります。	C
5	P18（2）地域福祉を支える組織づくり・人づくり 本文に「…、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を推進します。」とあるが、どのように行政が関りにどのように推進していくのか。	ニーズに応じた福祉サービスの提供については、社会福祉法人が事業主体となりますので、誤解の無いように「推進」を「促進」に改めました。なお、行政の関わりとしては、関連計画及び個別の施策実施に際し、機会を捉えて情報共有や働きかけを図ることを想定しております。	A (P18)
6	P21～22（1）地域の見守り体制の充実・強化 【現状と課題】一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者等が記載されており【主な施策】には認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発とあるが、障がい者・ひとり親世帯・生活困窮者に対しての正しい知識や普及・啓発はしないと解釈していいのか。地域福祉計画であればさまざまな生活課題を抱えている方に対しての正しい知識と理解を深める普及・啓発等の記載の方がよいのではないか。	限定的な対象に対する支援ととらえられないよう、「様々な生活課題を抱えている方への…」と表現を改めました。	A (P22)
7	P22（2）日常生活を支え合う仕組みづくり 【施策の方向】に住民組織が住民主体の新しい福祉サービスを実施する、とあるが総合事業の通所型サービスB、訪問型サービスBをさしているのか。	【施策の方向】については、施策の一般的な方向性を示しているものです。なお、個別具体の施策については、地域福祉活動計画、その他の計画及び事業実施の中で検討されるものとなります。	C

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	<p>P23（４）助け合いを醸成する情報共有・情報発信</p> <p>【現状と課題】において、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、情報の共有を図ることが課題とあり【施策の方向】では「地域の支援者で必要な情報を共有し」とあるが、どのような情報を共有するのか。また、その際、本人の同意なく情報を共有してもいいものなのか。</p> <p>【主な施策】でガイドラインの策定とあるがいつまでに策定するのか。</p>	<p>地域の支援者で情報を共有する際には、その必要性を判断するとともに、本人同意を得た上で、個人情報保護やプライバシーに配慮し、必要最小限の情報に留める必要があります。</p> <p>取組の趣旨としては、情報共有の取扱い基準の必要性も含め検討を行うという意味ですので「ガイドラインの策定」の文言は削除しました。</p>	A (P23)
9	<p>P34（４）福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり</p> <p>【主な施策】「介護・福祉・保育現場の働き方改革の推進を図る取組」とあるが、具体性が見えない。その他の福祉分野の個別計画に基づき、具体性を盛り込むという解釈でいいのか</p>	<p>具体的な内容については、それぞれの計画において検討されるものとなります。</p>	C
10	<p>P35～36 3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり</p> <p>成年後見制度市長申し立て件数の目標値（令和11年度）が25件となっているが、市長申し立てをしてから成年後見制度が利用できるまでどのくらいの期間を考えているのか。地域福祉計画に記載しないのであれば『奥州市成年後見制度利用促進基本計画』市長申し立てをしてから成年後見制度が利用できるまでの期間を記載するのか。</p>	<p>市長申立から成年後見制度利用までの期間は個人の状況により異なりますが、標準的な期間が把握できることで、計画的な支援につながるものと考えます。</p> <p>次年度は「奥州市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し時期を迎えますので、必要な視点として情報提供してまいります。</p>	C
11	<p>P38（３）制度の狭間の問題を見逃さない支援体制</p> <p>【主な施策】制度横断的に課題解決を図る包括的な支援体制を整備し、とあるが具体的にどのような支援体制を目指しているのか。</p>	<p>重層的支援体制整備事業による支援体制の充実を図ります。詳細な内容については、第5章に示しています。</p>	B
12	<p>P42～43（２）適切なサービス利用につなげる仕組みづくり</p> <p>【主な施策】「職員研修等による相談業務を担当する社会福祉従事者の相談支援とコーディネートの資質向上の推進」とあるが、庁内の相談窓口の職員を対象としているのか。</p>	<p>庁内各課の相談窓口の職員を想定しております。</p>	B
13	<p>P45（３）包括的支援体制による支援</p> <p>「～庁内の部署で連携しながら～相談者に寄り添った支援を推進します」とあるが、どのように推進していくのか。</p>	<p>複合的な課題を抱える世帯に対しては、重層的支援体制整備事業による支援体制の充実、相談者に寄り添った支援を図ります。</p>	B
14	<p>P45（４）PDCAサイクルに基づく進捗管理</p> <p>「PDCAサイクルに基づく進捗管理の毎年度のローリングの実施により…」とあるがCHECK（チェック・評価）・ACTION（改善）についてはホームページ等で公表するのか</p>	<p>評価に関しては、毎年市民会議で報告を行っているほか、中間見直しの機会を捉えて実施いたします。また、これらの公表の方法については今後検討してまいります。</p>	C

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
15	ニコニコネットについて、存在と意義の共有化を展開してもよいのではと思う。昨年、ケアマネさんに相談したとき、ニコニコネットに登録したことを伝えたが、「それって何？」と言う返答でした。ニコニコネット登録で、孤立やインシデントの予防保全的になる意義を福祉関係者が知らないのは進め方に問題がある。今後も維持向上を計画されるのであれば、普及啓発の進め方をしっかり計画するべきであると考えます。	「おうしゅう福祉だより」をはじめとする広報誌等による普及・啓発を図るとともに、関連する福祉関係者への共有方法については、貴重なご意見として、今後検討してまいります。	C
16	P15 7. 犯罪の傾向 グラフが「いかにも貼り付けました」のように見えるので、デザインは揃えた方が見やすいと思います。	グラフのデザインが揃うように、一部修正しました。(調整中)	A (P15)
17	P21～ 第4章 施策の基本方向 市民を対象としたアンケート調査の結果を文章として記載するだけでなく、可視化できるようなデータを別紙資料等で分かりやすくグラフで掲示してもいいと思います。 また、住民のための地域福祉計画であることを意識して見やすく、字体やデザイン等も配慮をしながら作成してほしい。専門職や関係者はわかっても、計画自体(第3期の概要版含む)が見づらいので、読み手を意識して作成してほしいです。	アンケート調査結果は、別冊として公表します。 なお、計画策定にあたっては前回(第3期)計画の形式や情報量をふまえ、ユニバーサルフォントの採用、全体のボリュームを抑える構成の見直しなどの改善を図りました。	B
18	社会情勢の変化や個人の価値観が尊重され、それにより、地域力が低下しています。特に高齢化による担い手不足で民生委員がまだ決まっていない地域や町内会などの自治組織自体が消滅した地域もあります。また、ボランティアの担い手も減少しています。そういったなかで計画を読んだ印象は、互助に期待しすぎではないかと感じています。確かに互助は大事ですが、アンケートにもボランティア活動への参加意向については、4人に1人が「参加したい気持ちはあるが、現状参加できる状況にはない」と答えているなかで、奥州市は行政の責任として何を行っていくのでしょうか。 私は行政、社協、そのほか関係機関、民生委員、住民が、自分たちの役割を線引きするのではなく、今よりも「自分たちだったらここまでできる」というような前向きな議論や検討ができる意識がそれぞれ必要であると考えています。正直、行政ほど線引きしたが、保守的になり、その結果、心ある民生委員や住民、関係機関の職員に負担が生じていると日々感じています。	第3章、1. 基本理念に記したように、「少子高齢化の進行や財政状況などから「共助」や「公助」よりも「互助」や「自助」の拡充に視点が移りがちですが、行政の責任を明確にする必要があります。」として、市の姿勢について記しました。 この点をふまえつつ、地域福祉活動計画やそれぞれの個別計画及び個別の施策実施にあたって、意識すべき重要な視点として、関係部署に問題意識を共有します。	C
19	この計画をもって、奥州市は今の地域福祉の現状を1番本気で変えたいことは何でしょうか。	今回、新たに第5章で計画の推進体制について明記しました。特に、包括的な支援体制(重層的支援体制)による事業推進により、地域生活課題について対応していくことを目指しております。	C

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
20	<p>P35～36 3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり</p> <p>成年後見制度も民法改正も見越して制度自体が変わろうとしています。それは、制度設計上、形式的な本人の財産や身上面の保護が優先され、「本人の意思」は後回しにされがちで、国連の障害者権利条約との関係でも問題視されてきた背景があります。そういったなかで、「成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要とする方が増える一方で、住民や福祉関係者に制度が十分に理解されていないこと、また制度を利用する際の手続きの複雑さが課題となっています。」だけが課題なのでしょうか。昨今は意思決定支援について、判断能力に困難があるご本人を取り巻く関係者に求められています。そちらの方がまだ周知や理解が乏しいと感じています。そこについてどうお考えでしょうか。</p>	<p>成年後見制度を進めるにあたり、財産管理や身上保護のほか、ご指摘の通り「本人の意思決定」の尊重が重要です。本計画においても、【現状と課題】及び【施策の方向】について、本人の意思決定支援の必要について記載しました。</p> <p>また、次年度は「奥州市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し時期を迎えますので、「意思決定支援」が必要な概念であるとして、周知啓発を図るよう促してまいります。</p>	A (P36)
21	<p>P35～36 3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり</p> <p>成年後見制度については、目標値で申し立て件数を増やしても(ニーズはあっても)、専門職後見人も含め受任できる人が限られているのが現状です。それについてどのようにお考えでしょうか。私は行政も含めた関係機関でネットワークを作り、身寄りがない人をサポートしていく体制作りが必要で、それでもどうしても必要なときに日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用するような仕組みがいいのではないかと考えています。そのためには地域包括支援センターで開催する地域ケア会議や権利擁護あんしんセンター(中核機関)の協議体など様々は会議体との連携により、これまでよりも建設的な議論をし、仕組みを作っていくことが大切ではないかと思えます。</p>	<p>次年度に見直し時期となる「成年後見制度利用促進基本計画」における必要な視点として情報提供してまいります。</p>	C
22	<p>P35～36 3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり</p> <p>このように目標設定をするのであれば、地域共生社会課権利擁護係の人員を増やすべきだと思います。</p>	<p>成年後見制度に対する相談ニーズや申立件数が増えることで円滑な業務推進に支障が出る場合には、業務の進め方の見直しや職員の増員などについて検討して参ります。</p>	D
23	<p>この計画における若年層へのメッセージが弱いと感じます。若い世代が関わりたくなる未来像がみえません。子どもたちや若年層も地域福祉に関わる仕組みや働きかけの部分が不足していると思います。</p>	<p>若年層の参画につきましては、2-3(1)【施策の方向】福祉教育の展開支援を通じて、若年層に向けた取り組み推進を図ってまいります。</p>	B
24	<p>P27～28 (1) 移動困難者の支援の仕組みづくり</p> <p>「交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議などを活用して地域の福祉ニーズや情報を把握し、タクシー会社、社会福祉法人等が行うサービスの活用と地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討していきます」の【活動指標と目標】に示された内容は、妥当ではないと感じます。どうして、ニコニコネット登録者数とささえあいの会の登録が適切なのか、根拠を示してほしいです。</p>	<p>【施策の方向】に記載のとおり、「にこにこネット」で地域の移動困難者ニーズを把握し、有償ボランティアである「ささえあいの会」による支援に繋げる流れを想定し、【活動指標と目標】としましたが、ニーズ把握と移動困難者に対する支援がイメージしづらいと判断し、「にこにこネット」の登録者数を指標とした部分は削除いたします。</p>	A (P28)

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
25	<p>P21～22（1）地域の見守り体制の充実・強化 【施策の方向】及び【主な施策】……情報共有という文言について</p> <p>P23（4）助け合いを醸成する情報共有・情報発信 【主な施策】情報共有する際の個人情報の取扱基準を示したガイドラインの策定について</p> <p>P46～47（5）計画推進のための各分野の取組 エ. 民生児童委員及び地域の福祉関係者の取組 関係機関と情報共有という文言について</p> <p>ガイドラインの策定では、ご近所福祉スタッフ等の公務員以外との情報共有については、個人情報保護と守秘義務の厳正な取扱いの観点から、その内容を精査し、必要最小限にし、守秘義務を徹底することが必要という趣旨の内容が必要ではないかと思ひます。</p> <p>民生委員児童委員への個人情報提供についても、漫然と従前どおりとせず見直し精査し、必要最小限にし、守秘義務を徹底することが必要ではないかと思ひます。民生委員経験者が、その内容の情報過多について戸惑っている人もいます。</p>	<p>支援者間における情報共有のあり方、ガイドラインに関する方向性については「No.8」で回答したとおりです。</p> <p>民生委員・児童委員に対する情報提供については活動に必要な情報のみとしております。なお、民生委員には、民生委員法第15条に基づき守秘義務が徹底されているものと認識しておりますが、必要に応じ研修会や定例会等の機会も捉えて周知を図ってまいります。</p>	C
26	<p>P32（1）みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進</p> <p>P46（5）計画推進のための各分野の取組 イ 地域コミュニティ（自治会、町内会及び自主防災組織）の取組について</p> <p>【現状と課題】に関して、当市だけの問題ではないと思ひますが、殆どの地域の活動は、家父長制的な役割分担や序列が厳然とあり、女性や子ども・若者の意見が通り難く（そもそも意見表明することも無い事が多い）、持続可能、発展的な諸活動を阻害している一因になっていくと思ひます。</p> <p>【施策の方向、主な施策】について、家父長制的な役割分担や序列を変化させていくことは、パラダイムシフトとも言えるもので、一朝一夕に進められるとは思ひませんが、広範囲に地道に啓発していくことが必要であると思ひます。</p>	<p>ご指摘の、家父長制的な役割分担や序列を変化させていくことや子どもや若者が主体的に地域で活躍できる場づくりは、本計画の「基本理念」に掲げた誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合える「地域共生社会」の構築に向けた重要な観点です。このため、広範な意識啓発の活動、地域福祉活動計画や各個別計画及び施策実施における実践的な学びや気づきの機会創出など、積み重ねが重要と考えられることから、関係部署に情報提供します。</p>	C
27	<p>P32（2）地域を担う人材の育成について</p> <p>【施策の方向、主な施策】に関して、当市も子どもの権利条例（意見表明権等）が制定されていることを広範囲に強力に啓発し、子どもや若者が主体的に地域で活躍できる場づくりを進めていく事が急務と思ひます。</p>	<p>子どもの権利条例につきましては、引き続き周知を図りながら子どもや若者の意見が尊重され主体的に活躍できる場づくりを促し、地域における福祉活動の幅を広げられるよう支援してまいります。</p>	C

No	意見等の要旨	意見に対する市の考え方	区分
28	<p>P35（1）権利擁護に関連する制度や事業の周知と利用支援</p> <p>【現状と課題】について、認知症、知的障がい等の判断能力に不安がある人に加え、身寄りに頼れない高齢者等が増えており、死後事務まで支える 終身サポート事業を必要とする方も増加していると思います。このため、【主な施策】において、上記現状を踏まえ、『終身サポート事業』を推進して頂きたいと思います。</p> <p>※この件については、国の社会福祉法改正で検討段階であることを目にしてはいますが、先行自治体もありますし、必要性、緊急性の高い事業だと思います。</p>	<p>権利擁護の推進に向けた取り組みについては、判断能力に不安のある方だけではなく、身寄りのいない高齢者などへの支援についても、「成年後見制度利用促進基本計画」見直しや個別の施策実施における必要な視点として情報提供するとともに、民間の「終身サポート事業」に関する情報提供なども行ってまいります。</p>	C
29	<p>P43（3）利用者のサービス選択を確保する体制づくり</p> <p>【現状と課題】に関して、第三者評価を施している福祉サービス事業所は少ない、という以前に、PDCAサイクルを理解していないと思われる事例がありました。このため、意見として、【施策の方向】として、福祉サービス事業所の運営改善のために必要不可欠であることを、事業所に寄り添った啓発活動を推進して頂きたいと思います。</p>	<p>福祉サービス事業所における第三者評価に関する認識不足とのご指摘をふまえ、福祉サービス事業所の運営改善のために第三者評価が必要不可欠であることについて、【主な施策】に追記するほか、法人指導監査等の機会を捉え啓発して参ります。</p>	A (P43)